

第1回大磯町自治基本条例町民委員会の審議等の概要

○日時 令和4年3月24日（木）17:00～18:00

○場所 本庁舎4階第1会議室

○出席者

（委員）三浦委員、兵頭委員、池田委員、白木委員、伊藤委員、鈴木委員、高沢委員、土方委員
（事務局）町民福祉部長、町民課長、町民課担当職員

○傍聴者 10名

○会議記録

1. 議題

（1）委員長・副委員長の選出について

互選により、次のとおり委員長、副委員長を選出され、決定した。

⇒委員長：三浦委員、副委員長：兵頭委員

（2）諮問について

町長から委員長へ諮問書（資料2）が提出された。

（3）大磯町自治基本条例の運用状況等について

事務局より資料3のとおり説明を行い、次のとおり意見交換が行われた。

■前回の町民委員会におきまして議論がございました自治基本条例は、大磯町の自治というもののあり方を示した理念条例であるということを確認させていただいたという事です。とはいえ、極めて重要な条例であり、理念に則した町政運営が行われているかということは、常に確認すべきだと思います。とりわけ、町民参画というものが重要であり、町政というものは様々な種類があり、専門性の高い判断を求められるような事案もございますし、地域の住民の意見を反映すべき事案はしっかり話していく必要があるなど、メリハリをつけた形での町民参画が望ましいのではないかと議論をしています。前回の町民委員会の答申を受けて町が基本方針を策定しています。その方針の中で、町民参画の手順や町民参画のあり方などについて町が考え、町民参画を実施してきたということで、その実績を本日確認したということになります。件数などで表されている部分と、庁内アンケートの集計結果が出されています。町民参画として、委員会、アンケート、パブリックコメント、ワークショップ等があり、各形式をもって実施されています。職員アンケートには、意見が反映できたかどうかについては、反映できたと思っているという内容と、反映したとは言えないという意見、こうした率直な意見が出ています。こうした自治において非常に重要な町民参画というものが実施されてきたということを受けて、今後の在り方を再検討していくという流れになろうかと思えます。ひとまずはこの議題の（3）の運営状況についての説明がありました。これについて御意見、御質問がございましたら、まずは委員の方々からお願いします。（委員長）

■感想、質問でも結構ですので、本日いただいた御意見等を取りまとめまして、本日答えられるものは回答できると思いますが、回答を持ち越すというものもございますので、次回の委員会においてさらに議論を深めていくようにできればと思っております。本日、説明があった段階で、なかなか御意見を言うことができないこともあるかと思えますけれども、挙手されている方は私から見る限りいらっしゃらないようなのですがいかがですか。副委員長の兵頭先生、御感想、御

意見あればお願いします。（委員長）

■今、お話を伺いましたが、先ほど委員長がおっしゃっていたようにいろいろな事業を行うにあたってどこまで公開できるのか、事業の性質というものもあると思いますし、今後、皆さんと検討させていただく中で何が一番町民の皆様の利益につながるのか。もう一点は、この自治基本条例の位置づけというものをどのようにしていくことが町の行政を進めるうえで一番効果として大きなものを発揮できるのか、また、町民の皆様の利益にどのようにつながるのかということ素直に考えていきたいと思いました（副委員長）。

■他に御意見ございますか。（委員長）

■読ませていただきまして、自治基本条例自体は、自治の1番の中心の条例、いわゆる憲法だと同時に、事務局からお聞きしますと、この大きな理念と核のほか、手法については戦略と戦術というもののまできが入ってきまして、広範囲でこれは大きな問題だなと思っておりまして、率直に意見が増えたのは喜ばしい反面、それに対応する庁内アンケート等は非常に厳しいものがあり、取り上げる件数が少ないものがあるとか、その辺はよくわかりませんが、適正な意見の件数が少ないのではないかと、そのようなことを感じられるような内容のものでございました。また、果たしてこれでどのように私達が今後考えていいのか、今のところ問題が多すぎると思います。これから理解していきたいと思っています。感想としては以上です。（委員）

■簡単に私の意見を申し上げます。1つは、ひと時代を通して難しい案件に責任をもった意見を言うことは大変難しいなということを実感しています。専門的な分野とかは職員や専門家の方々の意見を聞くということが大事になるのかなと思います。もう1つ、当たり前ですが賛成の方は当然のことかと思いますが意見は言わないですね。自分のライフステージに沿ったことについてはあまり意見がないのかと。逆に、反対のごく少数の方の意見だけが目立ってしまうことがある。そういう意味では、住民の意見を反映するという事は全ての意見を実現するわけではないと思いますので、意見の根底にある部分は受け取って、全体の意見というものを尊重すべきだというのがわたくしの実感です。（委員）

■本日は、感想や意見などでも結構でございますので、まずは御発言いただいてそれを事務局で取りまとめ、次回の会議に展開させていただければと思っております。ほかの方、いかがでしょうか。（委員長）

■この場で今御発言いただけていない内容も含めまして、次回までに事務局に御感想、御意見等をお寄せいただければ、取りまとめいたしまして、私も確認した上で次の会議に臨ませていただきたいと思っております。議題の運用状況につきましては、説明をひと通りいただいたということで、ここでとどめさせていただきます。（委員長）

（4）自治基本条例の検証（課題や問題点）について

次のとおり意見交換が行われた。

■自治基本条例の検証（課題や問題点）について、これこそがこの町民委員会の本題と言いますか、非常に重要な部分となってきます。課題、問題点を検証していく材料としては、現時点で特段資料があるというわけではありません。委員の皆さんから御意見をいただいた中で課題、問題点を抽出していきたいと考えております。現時点で運営状況等々いただいた中で、問題点があるという方は御意見を寄せていただければと思っておりますがいかがでしょうか。先ほど、御意見、御感想の中で課題に関わる方の意見も確かにあったかと思っております。何かあればお願いします。（委員）

長)

■この議題については、今後議論を進めて、意見交換をした中で新たな問題点が出てくるのかなと考えているところがございます。今後の進め方にも関わってくるところがございますので、実りある議論が今後展開できますように、事前に事務局の方に運用状況等の疑問点ですとか、(4)の議題に関わる御意見御感想がある方は事前に寄せていただければと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。(委員長)

2. その他

■今回は初回ということで皆様全員の発言まで具体的なお話はなかったのですが、事務局に今日御発言できなかった内容をいただき、整理をしまして皆さんに展開し、委員長にも見ていただいてから次回の会議とさせていただきたいと思います。職員のアンケートの中にもありましたが、情報の発信の方法、町民の皆さんが情報をキャッチする方法などについての意見がいくつか見て取れるかなと思います。委員の皆様で資料を再度御確認いただき、疑問や課題をいただければありがたいと思います。今後のスケジュールですが、委員の任期はこの3月末までとなりますが、新型コロナウイルス感染拡大の状況により、委員会の開催は今日が初回となつてございますので、引き続き皆様には第2回委員会以降につきましても御出席していただきたいと考えておりますので、御協力をお願いします。(事務局)

■最後に皆様にお願いがございますが、資料を再度読み込んでいただきたいと思います。本日、説明があった内容も含め、資料の内容の共有は非常に大切となりますので、次回までによりしくお願いします。本日第1回目でございますが、これをもちまして、議題を終了しておりますので、第1回大磯町自治基本条例町民委員会を終了したいと思います。本日は、御協力ありがとうございました。また、次回以降よろしくお願いいたします。(委員長)

以上